（金融商品取引業から除かれるもの）

**第十六条**　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　［略］

一の二　法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為（外国市場デリバティブ取引（法第二十八条第八項第五号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を業として行う者が行うものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの

(1)　［略］

(2)　金融商品取引業者及び金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九条各号に掲げる金融機関をいう。(3)並びに第四号の二ロ及びハにおいて同じ。）のうち、外国市場デリバティブ取引等を業として行う者

(3)・(4)　略

ロ　［略］

［二～四　略］

四の二　法第二条第八項第四号に掲げる行為（暗号資産関連店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。）に係るものに限る。以下この号において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引等」という。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの（令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。）

イ　政府又は日本銀行

ロ　金融商品取引業者及び金融機関のうち、暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者

ハ　金融機関、信託会社又は外国信託会社（これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。）

ニ　金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者（当該者が投資運用業に係る行為を行う場合に限る。）

［五～七　略］

七の二　法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1)　［略］

(2)　株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に基づく買付け

［(i)～(iv)　略］

（金融商品取引業から除かれるもの）

**第十六条**　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　金融商品取引業者及び金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九条各号に掲げる金融機関をいう。(3)において同じ。）のうち、外国市場デリバティブ取引等を業として行う者

(3)・(4)　同上

ロ　［同上］

［二～四　同上］

［号を加える。］

［五～七　同上］

七の二　法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる全ての要件に該当するもの

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

［(i)～(iv)　同上］